

金融商品取引法の施行に伴う本協会諸規則の一部改正に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について

平成19年9月18日

日本証券業協会

本協会では、金融商品取引法の施行に伴う本協会諸規則の一部改正について、平成19年8月17日から8月31日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（113件15社）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

1. エクイティ市場委員会所管の規則等に関する事項

	該当条文	コメント	考え方
項番	○「店頭有価証券に関する規則」（公正慣習規則第1号）		
1	第1条、第3条	第1条、第3条は「現行どおり」と理解してよいか。	「店頭有価証券に関する規則」第1条及び第3条については改正を行っておりませんので、現行どおりです。
2	第2条3号	「会社内容説明書」は、法令に基づく書面でないので、当該説明書は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第37条の広告規制の対象となるのか。広告規制の対象となる場合、金商法第37条に従って必要表示事項（手数料、元本欠損リスク等）を記載する必要はあるのか。	「店頭有価証券に関する規則」及び「グリーンシート銘柄に関する規則」に基づき「会社内容説明書」を用いて説明する行為については、各規則の趣旨及び目的に鑑み、金商法第37条に規定する広告等には該当しないと考えられます。
3	第3条	第3条が「現行どおり」である場合、協会員は店頭有価証券に関して顧客に対し投資勧誘（第4条、第6条、第8条を除き）を行うことができないこととなっているが、顧客の申し出により、投資勧誘を伴わない取引の取次ぎや媒介を行う場合において、金商法第37条の3に	金商法第37条の3の「契約締結前交付書面」の交付は、金融商品取引契約締結時において、投資勧誘の有無を条件とはしておりません。 したがって、投資勧誘を伴わない店頭有価証券の売買の媒介及び取次ぎにあっても「契約締結前交付書面」の交付が義務付け

	該当条文	コメント	考え方
		定める「契約締結前交付書面」を交付しなければならないのか。投資勧誘をそもそも行うことができない店頭有価証券にかかる「契約締結前交付書面」を作成すること自体、ナンセンスと思うが。	られているものと考えられます。
4	第3条	グリーンシート銘柄（取扱有価証券）の取引にあたっては、事前に「契約締結前交付書面」の交付を要するが、店頭有価証券（いわゆる「青空銘柄」）については、「契約締結前交付書面」の交付は必要か。必要な場合、当該書面の雛形を提示していただけるのか。	<p>金商法第37条の3における「契約締結前交付書面」は、金融商品取引契約に係る有価証券が上場しているか否かに関わらず、当該契約を締結しようとするときは、あらかじめ顧客に対し交付する義務があると考えられます。</p> <p>したがって、店頭有価証券（いわゆる「青空銘柄」）の売買についても、交付の必要があるものと考えられます。</p> <p>また、店頭有価証券の売買は、相対で行われるため、契約内容が個々に異なる点に鑑み、本協会にて「契約締結前交付書面」の雛形の作成は予定しておりません。</p>
5	第8条第1項	「証券情報等説明書」は、法令に基づく書面でないので、当該説明書は、金商法37条の広告規制の対象となるのか。広告規制の対象となる場合、金商法37条に従って必要表示事項（手数料、元本欠損リスク等）を記載する必要はあるのか。	「店頭有価証券に関する規則」に基づき「証券情報等説明書」を交付又は説明する行為については、本規則の趣旨及び目的に鑑み、金商法第37条に規定する広告等には該当しないものと考えられます。
6	第8条第1項	上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の取引にあたっては、「証券情報等説明書」とは別に、金商法37条の3に定める「契約締結前交付書面」を交付しなければならないのか。交付が必要な場合、当該書面の雛形を提示していただけるのか。	「店頭有価証券に関する規則」第8条第1項の「証券情報等説明書」は、取引契約の成立に関係なく、投資勧誘を行う際に個別銘柄ごとに作成し、交付する必要があるものであり、契約締結前交付書面とはその性格が異なることから、金商法第37条の3における「契約締結前交付書面」とは別に作成、交付する必要がある

	該当条文	コメント	考え方
7	第8条第1項	上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客に交付・説明が必要とされる「証券情報等説明書」については、金商法第37条の3に規定する「契約締結前交付書面」とは別に作成する必要があるとの理解でよいか。	<p>ると考えられます。</p> <p>なお、現在のところ、本協会にて上場有価証券の発行会社が発行する店頭取扱有価証券に係る「契約締結前交付書面」の雛形の作成は予定しておりません。</p>
8	第16条第1項	今回の改正で、いわゆる「青空銘柄」の協会報告を廃止する理由は何故か。 (報告廃止とすることには異議なし)	「店頭有価証券に関する規則」第16条第1項の店頭有価証券の売買報告義務については、協会の事務処理負担及び当該情報の利用頻度等を踏まえて廃止することといたしました。
項番	○「グリーンシート銘柄に関する規則」(公正慣習規則第2号)		
9	第19条第1項	グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客に対して交付・説明が必要とされる説明書については、金商法第37条の3に規定する「契約締結前交付書面」と内容が重複するため、第19条第1項については削除するか、若しくは「契約締結前交付書面」を念頭に置いた規定に修正するべきではないか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
項番	○「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)		
10	第13条	認可会員以外の会員が報告を行わなくてよいのは、第8条第1項及び第2項(売買等の報告の訂正・取消し)ではなく、第7条第1項及び第2項(売買等の報告)ではないか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
11	第16条	第16条のPTSシステム負担金については、第12条及び13条ではなく、第10条及び11条にかかるものと思	御意見を踏まえ、規定を修正するとともに、第16条のPTSシステム負担金について、当分の間徴収しないことを付則に定め

	該当条文	コメント	考え方
		われる。また、PTSシステム負担金について、当面の間徴収しないこととしている理事会決議附則2の規程を盛り込んでいただきたい。	ることといたします。
項番	○「有価証券の引受け等に関する規則」（公正慣習規則第14号）		
12	第24条第4項第4号	「投資信託及び投資法人に関する法律第2条」ではないか。	「有価証券の引受け等に関する規則」第24条第4項第4号に規定する「委託者指図型投資信託の信託財産」とは「投資信託及び投資法人に関する法律第3条第1項第2号に規定するものを指します。
13	第28条第2項	「金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第184条第6項」は、「金商業等府令第177条第6項」の規定ではないかと思料いたします。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
項番	○「会員における顧客による不正取引の防止のための売買管理体制の整備について」（理事会決議）		
14		4. 会員における顧客による不正取引の防止のための売買管理体制の整備について 委託自己にとらわれない「売買管理体制に関するルール」となっているが、1. 顧客による不正取引の防止のための管理体制と自己売買規程をこれまでどおり別規程として問題はないのか。	今回の改正は、「自己売買に関する検討ワーキング・グループ」報告書における提言（自己売買に対して新たに抑制的なルールを設ける必要はないものの、自己売買に係る社内管理体制の整備等に関しては協会規則上明確にする）を踏まえたものです。 したがって、既に各社において自己売買に係る社内管理体制が構築されているのであれば、今回の規則改正を受けて新たに対応しなければならないというものはなく、また、新たに社内規程を作成する場合であっても、自社において管理がしやすい方法を採用していただければ結構です。
15		協会よりモデルの発出はあるのか。ある場合はいつ頃になるのか。	自己売買業務の管理方法は、各社の規模や方針、売買手法等により相当異なるものとならざるを得ず、委託注文のような一律の

	該当条文	コメント	考え方
			基準を設けて管理することは難しいことから、本協会において統一的な社内規則モデルを作成することは考えておりません。

2. 公社債・金融商品委員会所管の規則等に関する事項

	該当条文	コメント	考え方
項番	○「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（公正慣習規則第3号）		
1	第13条	<p>国債の発行日前取引の説明事項について、滅多に起こらない事について、説明義務を課すことの如何。</p> <p>この規定は削除、または、説明の求めに応じて説明する、概要を記載したリーフレットを備え置きするなどの内容に改めてほしい。</p>	<p>本規定は、国債の発行日前取引の円滑な導入等を目的に、顧客に同取引の内容を理解してもらうために設けたものです。</p> <p>したがって、滅多に起こらないことを理由に、これを説明しないことは、投資者保護の観点からも相応しくないと考えられますので、現行どおりとさせていただきます。</p>
2	第19条	<p>今回の金商法に絡んだ諸規則の改定において「公社債の店頭取引取扱規程」の改定が載っていないが、アマ投資家に対して店頭取引に関して変更すべき点も多く、協会主導で変更すべきではないかと思われる。</p>	<p>規則上で制定を義務付けている社内規程については、別途、所要の改定後のモデル案を通知させていただく予定です。</p>
項番	○「外国証券の取引に関する規則」（公正慣習規則第4号）		
3	第2条第1項 第16号	<p>外国預託証券のうち日本企業の株券を裏付けとするものが外国株券等に該当しないものという理解でよいか。その結果、第7条で規定する協会員が勧誘できる証券には入らないということか。</p>	<p>日本企業の株券を裏付けとする外国預託証券も外国株券等に該当することとするよう規定を修正いたします。</p>
4	第3条第4項 第11号	<p>「ただし、当該顧客から・・・」で、『ただし』という接続詞を使用しているが、不適切ではないか。第6条第1項と第3項に定めている事項と紐付くものであり、『また』等の接続詞を使用するか、別号としてはいかがか。</p>	<p>御意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>
5	第6条	<p>保管期間が追加されているが、当該事項は、約款で定められている事項である。他の約款で定められている事項（第2項受渡日、第9項の通知等）は、特にその他の条文</p>	<p>本件については、外国証券の取引等に関する検討部会での議論を踏まえ、外国証券取引口座約款の記載内容ということではなく、規定に盛り込むこととしたので、原案どおりとさせてい</p>

	該当条文	コメント	考え方
		では定められていない。他の事項との平仄の観点では不要と考えられないか。	いただきます。
6	第7条	協会が勧誘できる既発外国証券を限定する際、適用除外とする顧客は「適格機関投資家及び第11条第3項に定める事業会社等」ではなく、「特定投資家」としたほうがわかりやすいのではないか。	金商法及び内閣府令においても既発外国証券の勧誘に対する対応（目論見書の交付省略、外国証券内容説明書の交付省略等）は従来どおりであることから、協会規則の対応も従来どおりといたします。
7	第11条第2項第1号	外国証券内容説明書の交付を省略できる対象顧客を「特定投資家（適格機関投資家を除く）」としたほうがわかりやすいのではないか。	
8	第17条	小口投資家から除外する顧客は「適格機関投資家及び第11条第3項に定める事業会社等」ではなく、「特定投資家」としたほうがわかりやすいのではないか。	
9	第22条第7の2号	第22条はオープン・エンド型に限っているので、第7の2号の「(オープン・エンド型に限る。)」は不要ではないか。	御意見を踏まえ、「(オープン・エンド型に限る。)」を削除するよう規定を修正いたします。
10	別表第10の3	①第二部発行者情報の(3)管理会社または運用会社の自己資本の額は、開示資料において記載されていることは極めて稀で、通常NAになってしまうので、不要ではないか。	従来より、現地非開示である場合はその旨を記載すれば、必要記載事項の記述を充足しているものとして取り扱っております。詳しくは会員通知（日証協（市外）14第1号）を御参照ください。
		②旧来の別表第10-2に基づき作成されたETFの外国証券内容説明書は、新設された別表第10-3の要求項目は全て満たされているので、移行にあたっての経過措置は講じていただけないものか。（次回更新時での対応など）	本協会が定める外国証券内容説明書の記載事項については、必要最低限の項目を決めたものであり、それ以上の内容を書くとは規則違反になるというものではありません。 外国ETFについては、従来の規則であれば、「外国投資信託

	該当条文	コメント	考え方
			受益証券及び外国投資証券」の記載事項に基づき、外国証券内容説明書を作成する必要がありました。今回、「外国ETF」の記載事項については「外国投資信託受益証券及び外国投資証券」の記載事項の一部を省略したものであるため、従来どおりの外国証券内容説明書を引き続き使用することは差し支えないものと考えられます。
項番	○「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」（理事会決議）		
11	第1条 第2条	従来の日証協諸規則は、「投資者保護」を目的とした建て付けであった。しかし、今般の金商法施行に伴う規則改正では、発行体に対する配慮が随所に散見されることから、当該規則においては、「投資者」「顧客」にはこれまでの認識とは異なり、「発行体」を含む概念である、ということを確認して定義していただきたい。	本規則は、投資者の保護に資することを目的とし、協会員が行う国内のCP等の取引の勧誘等に関する必要な事項を定めるものです。 したがって、本規則における「投資者」、「顧客」とは、協会員が売付け又は買付け（又はその勧誘）の対象となる投資者若しくは他の協会員であり、「発行体」を含む概念ではありません。
12	第1条	「勧誘等」とあるが、この「等」には勧誘以外に何が含まれるのか。	取引状況等の報告及び発表が含まれます。
13	第2条	「売買取引等」とあるが、この「等」には売買取引以外に何が含まれるのか。	「売買の媒介、取次ぎ又は代理」及び「私募の取扱い」が含まれます。
14	第3条	現行証券取引法（以下「証取法」という。）の貸付債権信託受益権にあたるものを含めて、信託受益権については協会への取引状況等の報告は廃止となるという理解でよいか。 もし「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘	本規則上は、「貸付債権信託受益権」の定義が削除されますが、第二種金融商品取引業の取扱いについては、今後、本協会内において検討機関を設け、速やかに結論を得ること（「金商法のもとでの本協会の自主規制等のあり方について（中間整理）」を参照。）とされており、それまでの間は、統計の継続性の観点等か

	該当条文	コメント	考え方
		等に関する規則」以外の規則で信託受益権の取引状況等の報告を定める場合は該当する規則、または、協会での取扱い方針をお示しいただきたい。	ら、引き続き、報告及び発表は行うことを予定しています。
15	第6条	<p>「売付けの申し込みの勧誘」とは、顧客が保有する国内CP等を協会員に売り付けるよう協会員が勧誘することとの理解でよいか。この場合、買う側の協会員に「発行者情報及び証券情報」の説明が義務付けられているが、顧客が保有している国内CP等に対して何を説明するのか。</p> <p>顧客が既に保有している国内CP及び短期社債等に対して、買う側の協会員が、顧客の所有している国内CP等の「発行者情報や証券情報」を説明することに違和感がある。</p>	<p>「売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘」とは、金商法第2条第4項に定める「有価証券の売出し」の定義を引用したものであり、本規定においては、顧客に対し国内CP及び短期社債等を売り付ける場合としています。</p> <p>したがって、御指摘の「売付けの申し込みの勧誘」は本規定には含まれておりません。</p>
16	第6条	<p>当該条項で求められている「発行体等に関する説明書」は、昭和62年に国内CPの取扱いをはじめた時から求められている書類であるが、有価証券として流通されている現在、特にこのような書類を用いることは必要ないのではないか。</p> <p>現状ほとんど見受けられないが、公募ものの取扱いとなれば目論見書にて対応すればよいものと考えられる。</p>	本規定においては、「発行体等に関する説明書」等としているように、特に本書類に限定したのではなく、目論見書等による対応を否定するものではありません。
17	第8条	入札日に発行者から協会員Aが取得(約定)して協会員Aから同日に協会員Bが取得(約定)する法律行為は、協会員Bについて売買行為との理解でよいか？	御質問に関しては、『「国内CPの取引状況等報告書」及び「短期社債等の取引状況等報告書」並びに「貸付債権信託受益権等の取引状況等報告書」の作成方法等について(手引き)』におい

	該当条文	コメント	考え方
		<p>すなわち、本条の「所定の書式」とは現在の「短期社債等の取引状況等報告書」のことを指しているものと考えられるが、売買行為との解釈で、流通取扱額でご報告してよいのか？</p> <p>「作成の手引き」によると、協会員Bの行為は売買と読めるが、これは、発行日前の新発債の取得（約定）についても同様の理解でよいか確認したい。</p>	<p>て、「国内CPの取引状況」については、協会員Aの行為は報告の対象外で、協会員Bの行為のみを報告していただく等の説明をしているところであり、詳しくは当該手引きを御参照願います。</p> <p>なお、発行日前の新発債の取得（約定）についても、同様に計上した数値の報告をお願いします。</p>
18	第8条1項 第11条1項	<p>「所定の様式」とあるが現在使用している様式から変更は予定されているか。もし変更を予定されている場合は併せて公表していただきたい。</p> <p>また、提出期限、発表日、提出方法といった事務フローについても変更される予定はあるのか確認させてほしい。</p>	<p>「所定の様式」については、用語の変更がありますので、別途、改定後の様式を通知する予定ですが、これに伴う現行の事務フロー等の変更は予定しておりません。</p> <p>また、本規則上は、「貸付債権信託受益権」の定義が削除されますが、統計の継続性の観点等から、引続き、これまでの様式により報告をいただきたいと考えており、これについても現行の事務フロー等の変更は予定しておりません。</p>

3. 自主規制企画委員会所管の規則等に関する事項

	該当条文	コメント	考え方
項番	○「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)		
1	全般	この規則は、「社債等の振替に関する法律に基づく振替決済口座管理業務」についても対象としているのか。それとも、従来通りいわゆる「保護預り業務」のみを対象としているのか。	社債等の振替に関する法律第2条第1項に規定する社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行う業務(以下「振替業」という。)についても、従来どおり「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(以下「寄託規則」という。)の対象となります。
2	第6条	定款第3条第1号の定義で第2条第1項の有価証券を対象としているにもかかわらず、第6条第2号ロで金商法第2条第2項のみなし有価証券を除外していることは意味があるのか。	なお、寄託規則第2章に規定する保護預り契約については、券面の存在する有価証券を前提とする契約であることから、同章の規定はペーパーレス有価証券である金商法第2条第2項に規定する有価証券には適用されません。 したがって、寄託規則第6条第2号ロの規定により、金商法第2条第2項に規定する有価証券については第2章(保護預り契約)の規定を適用しない旨を規定しています。
3	第10条及び第17条	第17条第1項ただし書きのとおり、取引残高報告書を定期的に(いずれも年に1回以上)交付し、同条第2項各号に掲げる事項を記載することにより照合通知書に代えている場合において、最後の定期交付時に残高がない場合には、その交付をもって第10条にある残高がない場合の報告とし、それ以後の報告は不要という理解でよいか。	個別事例毎に判断されるべきものであると考えますが、照合通知書に代えて、取引残高報告書により残高がない旨の報告を行うことは可能であると考えられます。

	該当条文	コメント	考え方
4	第13条第1項	取引残高報告書については第13条第1項の規定が準用されないという理解でよいかどうか確認したい。 契約締結時交付書面による報告については第11条第2～4項、第6項の規定が準用される旨規定されているが、取引残高報告書については特に記載がない為、念のため確認するもの。	貴見のとおりと考えられます。
5	第17条	同一の照合通知書を2以上の金融商品取引業者等が作成送付する必要がある場合、一の金融商品取引業者が作成交付すればよい旨明らかにしていただきたい。 金商業等府令では、取引残高報告書について、第108条第2項で同趣旨が認められているところである。 投資信託委託会社による自己募集については、投資信託委託会社が自己募集を行う一方で、信託銀行において、顧客が買い付けた当該投資信託受益権について口座管理業務（有価証券等管理業務）を行っている。この場合、投資信託委託会社が一括して取引残高報告書を作成・交付する運営を行っており、照合通知書についても同趣旨を認めていただきたい。	寄託規則は、本協会の協会員を対象とするものであり、金融商品取引業者等であっても本協会の協会員でない者を対象とするものではありません。 したがって、御指摘のような規定を設けることは、寄託規則の実効性の確保の観点から困難であると考えられます。
6	第17条第1項	天候・地震デリバティブ取引において、銀行が媒介者となり、損保会社が顧客との取引の契約当事者となるケースにあっては、照合通知書の交付義務は損保会社にのみあり、媒介者である銀行は当該書面を交付しなくてもよいとの理解でよいか。	照合通知書は、顧客と協会員との間の債権債務の残高を報告することにより、顧客がその残高を確認できるようにするとともに、協会員においても顧客との取引関係を明瞭にして信用を維持することを目的とするものであることから、取引形態の如何を問わず、有価証券の売買その他の取引やデリバティブ取引のある顧

	該当条文	コメント	考え方
			<p>客等に対して、照合通知書による報告を行う必要があると考えられます。</p> <p>個別事例毎に判断されるべきものでありますが、御指摘のようなケースにおいて、媒介者である銀行も照合通知書の交付を行う必要があると考えられます。</p>
7	第17条第2項第6号	<p>第17条第2項第6号において、照合通知書の記載事項として「特定店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券（当該取引のみに係るものに限る。）の直近残高」を定めているが、以下の2点について念のため確認したい。</p> <p>① 「(当該取引のみに係るものに限る。)」とは根質権設定した預金担保等は対象外との理解でよいか。</p> <p>② 担保金についても「(当該取引のみに係るものに限る。)」対応との理解でよいか。</p>	<p>個別事例毎に判断されるべきものでありますが、特定店頭デリバティブ取引の担保金及び担保有価証券が、当該特定店頭デリバティブ取引以外の取引等も担保する性質のものである場合には、第17条第2項第6号の規定の対象外になるものと考えられます。</p>
8	第17条第2項第6号	<p>天候・地震デリバティブ取引において、担保金が存在しない形態の取引である場合にあっては、「特定店頭デリバティブ取引の担保金」の記載は要しないという理解でよいか。また、照合通知書において「特定店頭デリバティブ取引の担保金」欄自体を設けないことも可能か。</p>	<p>個別事例毎に判断されるべきものであると考えられますが、担保金が存在しない形態の取引であれば、担保金の記載及び担保金に係る記載欄は必要ないものと考えられます。</p>

	該当条文	コメント	考え方
9	第17条第2項 第7号	<p>「特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高」とは、天候・地震デリバティブ取引においては時価評価額を指しているとの理解でよいか。</p> <p>この場合、時価を算出することが不可能な地震デリバティブ取引に関しては、照合通知書に何を記載すればよいか。</p>	<p>個別事例毎に判断されるべきものであると考えられますが、報告基準日現在において決済の行われていない特定店頭デリバティブ取引に係る「未決済勘定明細」を記載することになると考えられます。</p> <p>なお、金融庁においては、「未決済勘定明細」としては、報告対象期間の末日において決済の行われていない…デリバティブ取引に係る債権債務関係の明細を記載することを想定している」旨の考え方を示しています。</p>
10	第17条第2項 第7号	<p>未決済勘定の直近の残高は取引残高報告書の記載項目の何れに該当するのか明示して欲しい。(当方は評価損益であるとの理解。)</p> <p>取引残高報告書の記載項目には「未決済勘定明細及び評価損益」があり、「未決済勘定の直近の残高」は記載されない。ただし、各取引に係る未決済のキャッシュフローの合計値を意味するのであれば、実質的には評価損益とするのが妥当と考えるもの。</p>	
項番	○「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)		
11	第2条第1号	<p>第2条第1号の有価証券の売買その他の取引等には、金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利は含まれるが、同項各号に掲げる権利は含まれていないという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
12	第2条第1号、第3号	<p>「有価証券の売買その他の取引等」は規則案第2条第3号にしか記載されていないため、同条第3号を以下のように変更し、同条第1号を削除すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、規定を修正いたします。</p>

	該当条文	コメント	考え方
		金融商品取引業（定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等を業として行うものに限る。）の内容について金商法第37条に規定する広告及び金商業等府令第72条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。	
13	第4条～ 第6条	景品類の提供に係る審査については、広告審査と異なり、景品として提供するものを個別に審査を行うことまでを求めるものではなく、景品類を提供する包括的な社内ルールを制定し、これに基づき社内の運営がなされること、及び当該ルールが景表法等の法令に反していないことを確認することで十分であると理解してよいか。	景品類の提供に係る審査については、第4条第2項の規定に違反する事実がないかどうかを審査することとなります。 よって、例えば、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反しないよう社内ルールを制定し、個別に景品類を提供する場合の景品類の提供に係る表示などを審査することなどが考えられます。
14	第6条	新たに自主規制の対象となる特定店頭デリバティブ取引に関して、広告等に関する社内規則は、改正施行日（平成19年9月30日）時点で制定されている必要があるのか。みなし登録手続きに係る法令上の措置同様に、3か月間の猶予期間を設けていただきたい。	本規則については、新たに施行される金商法を踏まえた改正であることから、施行日までに広告等に関する社内規則を整備していただく必要があると考えられます。
項番	○「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）		
15	第2条第6号ハ	派遣労働者は外務員登録を受けている場合に限り規則上の「従業員」となるが、天候・地震デリバティブ取引を行う者については、金商法施行から1年間は外務員登録を受けなくても業務に従事できるとされており、この場合における当該外務員登録を受けていない派遣労働者の取扱い（規則の適用関係等）を明確にしてい	派遣労働者が協会員に係る外務員の職務を行うのであれば、協会員の従業員と同様の規制がかかるよう規定を修正いたします。

	該当条文	コメント	考え方
		ただきたい。	
16	第7条第1項	第7条第1項ただし書きにおいて、「～当該他の協会員の書面による承諾を受けた場合、当該従業員に係る取引が金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合及び～」となっているが、これは、金商法第163条（上場会社等の役員等による特定有価証券等の売買等の報告の提出）の条文中の「第2条第1項第5号、第7号又は第9号に掲げる有価証券（政令で定めるものを除く。）で金融商品取引所に上場されているもの」すなわち、主に同項第5号の「社債券」、同項第7号の「優先出資証券」、同項第9号の「株券又は新株予約権証券」を、いわゆる地場受けの対象としたと解釈してよいのか。	<p>本規定は、制定当初、協会員の役職員における不正な取引（有価証券を横領し、他社で売却する行為等）を防止する及び自社に背いて他社に注文を出す（背信行為）を防止する観点から規定されたものでありますが、今回、政府保証債、地方債、外国国債などについては、①ペーパーレス化が図られているため横領の問題はないこと、②インサイダー取引の対象ではないこと等を踏まえ、改正するものであります。</p> <p>なお、いわゆる地場受けの対象となる主な取引は、社債券、優先出資証券、株券及び新株予約権証券の取引並びに有価証券関連デリバティブ取引等となります。</p>
17	第7条第3項第6号	例えば天候デリバティブ取引業務に従事する登録金融機関の従業員について、当該登録金融機関においては業として行っていない株式の信用取引までを一律禁止することの規制の合理性をお示しいただきたい。基本的には、当該従業員が従事する登録金融機関業務の種類の範囲において、自己の計算での特定店頭デリバティブ取引等を行うことを禁止することで十分と考える（天候デリバティブに従事する者は、特定店頭デリバティブ取引についてのみ自己の計算による取引を禁止する等）。	<p>この規定は、信用取引及びデリバティブ取引等が本来的に投機的性格を有するものであることから、協会員の役職員自らが投機的取引に走り、その結果、顧客並びに協会員に損害を及ぼすというような事態の発生を防止するために設けられた規定であることから、本来、特別会員における登録等証券業務に従事するすべての役職員に対し、規定すべきものであると考えられます。</p> <p>一方、現行の法令にあっては、登録金融機関の役職員における投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買その他の取引等については、一部適用除外が設けられていたことから、本規定に</p>

	該当条文	コメント	考え方
18	第7条第3項 第6号	本規定は、従来「証券仲介業務等に従事している者」等に限定して適用していたものであるが、今回、その対象をすべての外務員に拡大した（限定を削除した）背景についてお示しいただきたい。	<p>おいても、一定の適用除外規定を設けてきたところであります。</p> <p>今般、証取法の改正により、当該適用除外規定が削除されたこと及び本来の規定の趣旨等を踏まえ、本改正案のとおり修正するに至った次第であります。</p> <p>なお、本規定は、施行日以降、協会の役員が新たに行う信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引に限り禁止するものであることから、当該趣旨が明らかとなるよう規定を修正いたします。</p>
19	第7条第3項 第6号	現在これらの取引を行っている者について特定の期日以降の当該取引を禁止することは、損失が生じている場合にはその損失の確定を強制することになる。従業員個人の経済活動に影響を及ぼす規制であることから、ポジションを解消するための取引については、期限を定めずに引き続き認められることとしていただきたい。	<p>今回の改正は、あくまでも、本協会が協会の自主規制を行う範囲の取引のみを対象としたものであるため、御指摘のとおり、外為証拠金取引等については、本規定の適用は受けません。</p> <p>なお、外為証拠金取引等が「専ら投機的利益の追求を目的とした取引」ではないものとして適用外とされた訳ではないことに留意が必要と考えられます。</p>
20	第7条第3項 第6号	禁止される行為として信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引が掲げられているが、第2条第4号の定義との関係で、日証協としての自主規制の範囲外である外為証拠金取引等に関しては本規定の適用は受けない（行為として禁止されない）との理解でよいか。	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、配偶者若しくは二親等内の血族の方が来店して名義人本人の取引に係る注文を発注する場合、口座名義人の代理人の場合と口座名義人本人の意思を伝達するに過ぎない者（いわゆる「使者」）の場合が考えられます。</p> <p>よって、必ずしも代理権が適切に授与されていることを委任状等の書面により確認をしなければならない訳ではなく、名義人の</p>
21	第7条第3項 第11号	<p>仮名取引の排除について確認させていただきたい。</p> <p>名義人の配偶者もしくは二親等内の血族の方が来店して名義人本人の取引に係る注文を発注する場合、来店者が包括的な代理権が適切に授与されていることを委任状等の書面によって確認する必要があるのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、配偶者若しくは二親等内の血族の方が来店して名義人本人の取引に係る注文を発注する場合、口座名義人の代理人の場合と口座名義人本人の意思を伝達するに過ぎない者（いわゆる「使者」）の場合が考えられます。</p> <p>よって、必ずしも代理権が適切に授与されていることを委任状等の書面により確認をしなければならない訳ではなく、名義人の</p>

	該当条文	コメント	考え方
			<p>配偶者若しくは二親等内の血族であること及び名義人本人の取引であることを確認すれば、書面により確認しなくても良い場合もあると考えられます。</p> <p>ただし、その場合であっても、仮名取引の受託を防止する観点から、受注手続きを定めたマニュアルなどにより、仮名取引の受託を防止するための社内体制の整備が図られている必要があると考えられます。</p>
項番	○「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）		
22	第1条、第4条	<p>個別銘柄の説明ではなく、商品性や市場動向を顧客の求めに応じて説明することは勧誘行為にあたらぬという解釈でよいか。顧客の求めに応じての情報提供や説明は勧誘ではないと考えられるため。</p>	<p>顧客の求めに応じて行う場合であっても、商品性や市場動向に関する情報提供や説明が「勧誘」に該当するか否かについては、個々の具体的な事例に即して判断されるものと考えられます。</p>
23	第1条、第4条	<p>個別銘柄であっても、現時点のレートや価格、気配、市場動向等を顧客の求めに応じて回答することは、勧誘行為にあたらぬという理解でよいか。</p> <p>顧客の求めに応じての照会への単なる回答は勧誘行為とは考えられないため。特に、購入後の当該商品の市場動向について、顧客の求めに応じて情報提供・説明することは、顧客のリスク判断の一助となるものであり、勧誘とは考えられないため。</p>	<p>顧客の求めに応じて行う場合であっても、現時点のレートや価格、気配、市場動向等に関する情報提供や説明が「勧誘」に該当するか否かについては、個々の具体的な事例に即して判断されるものと考えられます。</p>
24	第2条	<p>第2号の「有価証券の売買その他の取引等」とは何か。定款第3条第8号に規定とあるが、定款第3条第8号には「有価証券の売買その他の取引等」は定義されている</p>	<p>「有価証券の売買その他の取引等」の「有価証券の売買その他の取引」には、基本的には、有価証券の取得や譲渡に係る行為等、金商法第2条第8項各号に掲げる行為が広く含まれるものと考</p>

	該当条文	コメント	考え方
		<p>ものの、「有価証券の売買その他の取引」の具体的な定義が無い。本条を正確に解釈し、遵守していくには、「有価証券の売買その他の取引等」の内訳である「有価証券の売買その他の取引」の定義が必要であり、定款での定義が困難なのであれば、本条にて定義いただきたい。</p> <p>本規則を遵守するのに、取引の対象範囲が確定しないと対応が厳しい。また、第2号の「有価証券の売買その他の取引等」の定義を踏まえた顧客カードの参考様式を例示いただきたい。</p>	<p>えられます。</p> <p>なお、顧客カードについては、基本的には現行の参考様式を基に、各協会員が取り扱っている金融商品等を踏まえて適宜作成していただくべきものと考えられます。</p>
25	第4条	<p>本条含め本規則に「顧客」と「投資者」があるが、両者の違いを明確に定義していただきたい。どちらも資金を運用する主体のことなのか。</p> <p>第5条は明らかに投資者としての顧客の概要を記載・管理することを定めた条文となっており、この記述からすると、顧客と投資者とは同義と考えられる。</p> <p>したがって、同義であるなら用語をどちらかに統一すべきである。また、もし異なるならば定義を明確に記述願いたい。</p>	<p>基本的には、広く投資者保護に関する一般的な通則、原則を述べる場合には、「投資者」という用語を用いており、投資者保護を実現するための個別具体的な規定においては、「顧客」という用語を用いております。</p>
26	第5条第1項	<p>他に一切の金商法上の金融商品取引が無い新規の顧客で、顧客の求めに応じて初回コンタクトをする際に、事前に顧客カードが備え付けられている必要はあるのか。仮に必要な場合、店頭や電話あるいは訪問要請にて商品概要や市場動向等の問い合わせを受けた場合</p>	<p>原則的には、新規顧客（適格機関投資家等を除く。以下同じ。）に対してであっても、金融商品等の販売・勧誘を行おうとする場合には、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に応じて当該金融商品等の販売・勧誘を行うべきか否かを判断するとともに、顧客の属性に適合した形で販売・勧誘を行う必</p>

	該当条文	コメント	考え方
		<p>について、顧客カードの備え付け及び本人確認をしてからではないと、回答・説明は出来ないのか。</p> <p>新規顧客の場合で初回コンタクトをする場合、自社の顧客となるのかどうか分からないのに、事前に顧客カードが備え付けられていることに違和感がある。また、取引が発生しなかった場合には、自社の顧客でない顧客カードが存在することになる。ただし、一度でも取引があればその後は投資勧誘の際にも顧客カードが備え付けられていることが当然必要と考えられる。</p>	<p>要があると考えられます。</p> <p>なお、新規顧客に関する顧客カードの作成時期については、有価証券の売買その他の取引等が成立した後に、遅滞なく作成することでも差し支えないものと考えられます。</p>
27	第5条第1項	<p>第5条において協会員は「有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（適格機関投資家（金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。）、国及び日本銀行を除く。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。」と定めがあるが、登録金融機関が証券業務等にかかる販売・勧誘を一切行わず、金商法第28条5項に定める「有価証券等管理業務」のみを行う場合は、顧客カードについては、明示的に作成対象外と記載していただきたい。</p>	<p>第5条第1項に規定する顧客カード作成の主な目的は、金融商品等の販売・勧誘を行おうとする場合において、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に応じて当該金融商品等の販売・勧誘を行うべきか否かを判断するとともに、顧客の属性に適合した形で販売・勧誘を行うことであると考えられることから、顧客カードを作成する時期については、当該顧客が取引を行うための口座を開設し、個々の有価証券等の取引を開始するまでに行われていれば差し支えないものと考えられます。</p>
28	第5条第1項	<p>顧客カードの整備について次の点を確認したい。</p> <p>①「投資経験の有無」とする項目変更は、10月以降に作成する顧客カードが対象でよいか。</p> <p>②有価証券等管理業務については、投資目的、投資経験、資産の状況を管理する意味合いはないものと思</p>	

	該当条文	コメント	考え方
		<p>われ、顧客カードを作成する必要がない、との理解でよいか。</p> <p>③②のとおりではなく、有価証券等管理業務について顧客カードを作成する必要がある場合には、②に記載の趣旨を勘案、施行前に口座開設（口座管理契約締結）したものについては作成不要と理解してよいか。</p> <p>④投資信託委託会社による自己募集の取扱いについては、自己募集部分を投資信託委託会社が自己募集を行う一方で、信託銀行が口座管理業務（有価証券等管理業務）を行っている。この場合、投資信託委託会社が「顧客カード」作成していれば、信託銀行側での作成は不要、または顧客了解の下、投資信託委託会社作成分の写しを信託銀行で保管することを認めていただきたい。</p> <p>⑤上記対応が困難であるならば、自己募集と対になる有価証券等管理業務に限り、A.顧客カードを整備するまでの一定期間（たとえば半年程度）の経過措置とB.投資目的、投資経験、資産の状況については記載不要との手当てをいただきたい。</p> <p>有価証券等管理業務に係る顧客カードについては、法施行に伴い大量の作成を求められる一方、その実益は乏しいものと考えられる。</p>	

	該当条文	コメント	考え方
		<p>については、作成不要や軽減措置の手当てを検討いただきたい。</p>	
29	第5条第1項	<p>「有価証券の売買その他の取引等」に投資勧誘は含まれるのか。第2条第2号の定義を見る限り投資勧誘は含まれないと考えられるが、そうであれば、顧客カードは投資勧誘のみを行った場合には備え付け不要で、取引を行う場合に備え付けが必要となるという理解でよいか。</p> <p>投資勧誘は取引に先立って原則行われるものであるが、新規顧客の場合には、投資勧誘を行ったからといって自社の顧客となるとは限らない。</p> <p>したがって、顧客カードは投資勧誘のみの場合には備え付け不要で、投資勧誘後取引を行う場合（自社の顧客となる場合）に備え付けが必要と考えられる。</p>	<p>原則的には、新規顧客に対してであっても、金融商品等の投資勧誘を行おうとする場合には、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に応じて当該金融商品等の投資勧誘を行うべきか否かを判断するとともに、顧客の属性に適合した形で投資勧誘を行う必要があると考えられます。</p> <p>なお、新規顧客に関する顧客カードの作成時期については、有価証券の売買その他の取引等が成立した後に、遅滞なく作成することでも差し支えないものと考えられます。</p>
30	第5条第1項	<p>顧客カード記載事項として、「有価証券投資経験の有無」を「投資経験の有無」に置き換えているが、これは、「主な金融商品投資経験」等に変更すべきである。</p> <p>規程の趣旨は、現行と変わらず、証券会社であれば引き続き有価証券投資経験の有無を確認することに主眼があると思われるが、案の記載内容では、すべての金融商品投資経験の有無についてまで確認すべきであるかのようにも読める。条項の修正またはQ&Aでのフォローが必要と思われる。</p>	<p>第5条第1項第7号の考え方は、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に応じて金融商品等の販売・勧誘を行うべきか否かを判断するとともに、顧客の属性に適合した形で販売・勧誘を行うことであり、御意見のように、「主な」金融商品投資の経験を確認していればよい場合もあり得ますが、基本的には協会員が取り扱っている（顧客との間で取引を行う可能性のある）金融商品等に見合った投資経験についてあらかじめ確認すべきものと考えられます。</p> <p>なお、同号の変更の趣旨は、今回、特定店頭デリバティブ取引等を新たに規制の対象とすること等を踏まえ、文言を整理したも</p>

	該当条文	コメント	考え方
			のであり、実質的な内容に変更はありません。
31	第5条第1項	<p>顧客カードの備え付けにおいて除外する顧客の範囲を、特定投資家にしてもらいたい。</p> <p>「(適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。)、国及び日本銀行を除く。)」の適格機関投資家を「特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第4項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)」というような内容としていただきたい。金商法における規制の柔構造化に対応し、協会規則についても、「適格機関投資家」か「非適格機関投資家」という区分ではなく、「プロ」か「アマ」すなわち「特定投資家」か「一般投資家」という区分に平仄を合わせるべきと考えるため。</p> <p>なお、当該条項以外においても、同様の箇所についても、金商法及び協会規則の平仄を合わせていただきたい。</p>	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
32	第5条第1項	顧客カードの整備について、「投資経験の有無」とする項目変更は、10月以降に作成する顧客カードが対象でよいか。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、第5条第1項第7号の改正の趣旨は、今回、特定店頭デリバティブ取引等を新たに規制の対象とすること等を踏まえ、文言を整理したものであり、実質的な内容に変更はありません。

	該当条文	コメント	考え方
			<p>なお、該当項目に記載すべき内容が顧客カードに適切に記載される限りにおいては、必ずしも協会員各社が作成するカード上の形式的な項目名を、今回の改正に合わせて変更する必要はないものと考えられます。</p>
33	第5条第2項	<p>天候・地震デリバティブ取引において、銀行が媒介者となり、損保会社が顧客との取引の契約当事者となるケースにあつては、当該媒介行為に伴い銀行は損保会社に対して取引契約に必要な一定の情報を提供することとなるが、この場合は本項に規定する秘密漏えい義務違反には該当しないという理解でよいか。</p>	<p>天候・地震デリバティブ取引において、媒介者である協会員が、契約当事者である協会員に対して情報を提供することが第5条第2項に規定する秘密の漏えいに該当するか否かについては、個々の具体的な事例に即して判断されるものと考えられます。</p>
34	第6条	<p>本条項では、取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間では契約を締結しなければならないとあるが、当該基準に反映が困難な定性的な要因で取引を謝絶したいケースも考えられる。その場合に備えて、当該基準に「その他当社が必要と認める事項」といった項目を設けて対応することは差し支えないか。</p> <p>取引開始基準を如何に詳細に定めようとも、何らかの要因で取引を謝絶することは想定され得るので、「締結しなければならない」に対しては、上記のような対応が必要と考えるもの。</p>	<p>第6条第1項は、「取引等を行うに当たっては、」としていることから、協会員が取引等を行おうとする場合に限り、取引開始基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならないこととなります。</p> <p>したがって、各協会員は、取引開始基準を満たす顧客との間で、必ず契約を締結しなければならないものではなく、そもそも取引開始基準にそのような事項を設ける必要はないものと考えられます。</p>
35	第6条第1項第2号、第5号、第6号及	<p>「顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。」とは、具体的に何を意味しているのか。例えば、第6条第1項2号においては、新株予約権証券の売却のみを行う</p>	<p>「顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。」とは、具体的には、顧客による有価証券の売却（信用取引を除く。）を意味します。</p>

	該当条文	コメント	考え方
	び第8条	顧客には、取引開始基準を定める必要はないということか。そもそも取引所規則（信用取引・貸借取引規程第3条）において新株予約権証券の信用取引を行ってはないこととなっているがいかがか。	なお、環境変化に伴う一定の制度変更等にも対応し得るよう、現時点においては行われ得ない取引であっても、趣旨に鑑みて同様の考え方に立つべきものについては、広く規定上の手当てを行っております。
36	第8条	「新株予約証券取引等に関する確認書の徴求」という見出しは分かりづらく、誤解を招くおそれがあるため、「顧客からの確認書の徴求」としてはどうか。	御意見を踏まえ、規定を修正いたします。
37	第8条	現在第6条の3に従って、証取法第2条第1項10号の3に掲げる有価証券（預託証券）の売り・買いに際し、「預託証券取引説明書」を交付し、説明を行っているが（交付は1年間有効）、当該条文が削除される案となっている。協会の規則改訂後は「預託証券取引説明書」の交付は不要ということによいか。 また、協会の規則で交付不要となった場合、法律（金商法、府令、省令等）でも交付義務はないと解して宜しいか。（現行では、証取法第40条第1項、証券会社に関する内閣府令（以下「証券会社府令」という。）第28条第3項及び第29条で義務となっている。）	現行第6条の3第1項の説明書は、契約締結前交付書面の内容と全面的に重複することから削除するものです。 したがって、本規則上は説明書の交付義務の対象ではなくなりますが、金商法第37条の3に基づく契約締結前交付書面の交付及び金商業等府令第117条第1項第1号に基づく適切な説明義務をせずに金融商品取引契約を締結することの禁止行為の対象となることに留意が必要と考えられます。
38	第8条	デリバティブ取引に関し、確認書の徴求対象に「特定店頭デリバティブ取引」（改正定款第3条第7号）が入っているが、「特定デリバティブ取引」のうち特定の顧客を相手方とするものは金融商品取引業から除かれ（金商法施行令第1条の8の3、金融商品取引法第2条に規	第2条第4号に定義する「特定店頭デリバティブ取引等」は、定款第3条第7号に規定する特定店頭デリバティブ取引等であり、既に金商法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当する店頭デリバティブ取引等が除かれています。

	該当条文	コメント	考え方
		定する定義に関する内閣府令第15条)、契約締結前交付書面の交付義務が法令上免除されていることから、金商品取引業から除かれる取引に関しては、顧客が特定投資家であるか否かに関わらず、確認書の徴求対象でないことを明確にしていきたい。(具体的には、一般投資家選択をした資本金10億円以上の株式会社と特定デリバティブ取引を初めて行う場合。)	
39	第8条	<p>確認書の徴求義務が課せられる商品(有価証券の売買又は取引)は、以下の商品に限定されていると理解して良いか。</p> <p>①新株予約権証券、②カバードワラント、③有価証券関連デリバティブ取引等、④特定店頭デリバティブ取引等</p>	貴見のとおりと考えられます。
40	第8条	従来の公慣規9号上において、確認書の徴求義務が課せられていた商品とは別に、追加された又は除外された商品はあるか。また、信用取引については、確認書の徴求は不要と理解してよいか。	<p>今回、特定店頭デリバティブ取引等を新たに規制の対象とすること等を踏まえ、新たに第8条に規定する確認書の徴求の対象として追加しています。</p> <p>なお、信用取引については、同条に規定する確認書の徴求の対象としてはおりません。</p>
41	第8条	金商業等府令第117条第1項第1号イからニまでに掲げる書面は「契約締結前交付書面」、「上場有価証券等書面」、「目論見書」、「契約変更書面」となるが、当該書面を交付し初めて契約を締結しようとした場合に、当該すべての書面にかかる商品について「確認書」を徴求す	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、あくまでも顧客との間で初めてデリバティブ取引等の金融商品取引契約を締結するにあたって交付する契約締結前交付書面等の書面について、リスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認書を徴求する必要があるものと

	該当条文	コメント	考え方
		る必要があるのか。	考えられます。
42	第8条	従来の公慣規9号に従って、「確認書」を受け入れている顧客について、今般の金商法対応で新たに「契約締結前交付書面」を交付することとなるが、当該確認書徴求済みの顧客から再度、「契約締結前交付書面」の交付と同時に「確認書」を徴求する必要はあるか。	第8条の確認書は、顧客との間で初めてデリバティブ取引等の金融商品取引契約を締結するときに徴求を行うものであり、本規則の施行前に既に取引等の経験がある顧客については、施行後に確認書を徴求していただく必要はありません。
43	第8条	確認書を徴求する要件として、「特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするとき」とあるが、改正施行日（平成19年9月30日）以前に契約を行った顧客については、改めて確認書を受け入れる必要はないとの理解でよいか。	第8条の確認書は、顧客との間で初めてデリバティブ取引等の金融商品取引契約を締結するときに徴求を行うものであり、本規則の施行前に既に取引の経験がある顧客については、施行後に確認書を徴求していただく必要はありません。
44	第8条	「確認書」の保管期間は特に定められていないと理解してよいか。	貴見のとおりと考えられます。
45	第8条	「確認書」は法令に基づく書面でないので、当該確認書は、金商法第37条の広告規制の対象となるのか。広告規制の対象となる場合、金商法第37条に従って必要表示事項（手数料、元本欠損リスク等）を記載する必要はあるのか。	広告等への該当性については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるものと考えられますが、基本的に、第8条の確認書そのものについては、広告等に該当しないものと考えられます。
46	第8条	所定の確認事項について顧客から確認を得られる旨が担保されていれば、契約締結前交付書面で兼用できる旨、確認したい。	契約締結前交付書面は、協会員が顧客に対して交付する書面であり、第8条の確認書は、顧客が協会員に対して差し入れる書面であるため、基本的には兼用できないものと考えられます。 なお、例えば、契約締結前交付書面上に、顧客が当該交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内

	該当条文	コメント	考え方
			容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認文言を表記し、顧客に押印いただいた上で当該交付書面の写しを徴求するなどの取扱いについては、特に差し支えないものと考えられます。
47	第8条	「有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするとき」とあるが、これらの定義に属する取引を初めて締結する時にのみ、確認書が要求されていることを念のため確認したい。	基本的には、貴見のとおりと考えられますが、例えば、有価証券関連デリバティブ取引等のうち、オプションの買いに係る市場デリバティブ取引のみを行ったことのある顧客が、投資元本を超過する損失が生ずる可能性のある有価証券関連の店頭デリバティブ取引を初めて行う場合など、第8条に列挙する定義に属する取引であっても、必要に応じて確認書を徴求する等の対応を図るべき場合があり得るものと考えられます。
48	第8条	<p>確認書の徴求は不要としてもらいたい。</p> <p>「協会員は・・・リスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。」との記載を削除していただきたい。</p> <p>本協会規定については、金商法業等府令第117条第1項第1号の規定の遵守を規定化するものとするが、ともすると書面の徴求する行為に焦点がなされ、説明義務の履行が形骸化するおそれがあることから削除していただきたい。</p>	<p>金商業等府令第117条第1項第1号では、契約締結前交付書面等の交付に関して、業者が顧客の属性（知識・経験・財産の状況及び契約の締結の目的）に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をすることなく契約締結することが禁止されています。</p> <p>第8条の改正は、基本的には、現行の規定を金商法の趣旨に合わせて変更するものであり、協会員が、デリバティブ取引等を初めて行おうとする顧客に対し、顧客が真にリスク、手数料等の内容を理解していることを正確に把握することは困難であると考えられるものの、顧客の理解度を確認するために必要な方法の一つとして、引き続き確認書の徴求を義務とするものであり、今般、</p>

	該当条文	コメント	考え方
49	第8条	<p>確認にかかる証跡が必要であるならば、その証跡は顧客から徴求した確認書に限定せず、説明による顧客の理解状況等を記録するなどの代替案も認めていただきたい。</p> <p>「協会員は・・・リスク、手数料等の内容を理解し、顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求する又は契約締結前交付書面等に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を顧客の理解し判断した旨の状況についての記録を保存するものとする。」との記載を認めていただきたい。</p> <p>本協会規定については、金商法業等府令第117条第1項第1号の規定の遵守を規定化するものとするが、ともすると書面の徴求する行為に焦点がなされ、説明義務の履行が形骸化するおそれがある。</p> <p>(これにかかる記載の削除が困難であるならば)</p> <p>改正金融商品販売法への対応として、複数の金融商品取引業者が、顧客の理解状況を記録する体制を整備する予定であり、理解状況の記録でも可能として貰いたい。</p>	<p>同条の規定を緩和する特段の理由はないものと考えられます。</p> <p>なお、当然ながら、必ずしも確認書を徴求することのみで顧客の理解が担保されるわけではないため、顧客に対する説明義務の履行が形骸化した場合には、金商法業等府令第117条第1項第1号の違反に該当し得ることに留意が必要と考えられます。</p>
50	第10条	<p>「契約の目的」は踏まえなくてもよいか。</p> <p>金商法の適合性の原則では「契約の目的」という文言が含まれているため。</p>	<p>御意見のとおり、金商法第40条第1号の適合性の原則においては、「契約締結の目的」が新たに盛り込まれましたが、第10条の規定は、特別会員が金商法第33条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券（国債証券等を除く。）を取り扱う場合にお</p>

	該当条文	コメント	考え方
			ける、顧客の預金等との誤認防止に関する規定であり、そのための説明の方法は、基本的には顧客の「契約締結の目的」に応じて変わり得るものではないと考えられます。
51	第 10 条	<p>今回の改正において、第 10 条の規制に有価証券等管理業務も規定されているが、以下の点について確認を行いたい。</p> <p>①第 10 条の記載内容は、有価証券の売買を伴わない金商法第 2 条第 8 項第 17 号に定める振替決済口座管理業務に関しても、有価証券と預金等との誤認を防止するための説明が必要という理解でよいか。</p> <p>②顧客が購入時に「預金等との誤認防止」の説明を受けた上で購入した有価証券について振替決済口座管理業務を行うに当たっては、「預金等との誤認防止」の説明は不要との理解でよいか。</p>	第 10 条の規定は、特別会員が金商法第 33 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有価証券（国債証券等を除く。）を取り扱う場合における、顧客の預金等との誤認防止に関する規定であり、有価証券等管理業務は含まれないものと考えられます。
52	第 11 条第 1 項	「常時留意する」とは具体的にはどのような対応を想定しているのか確認したい。	「常時留意する」とは、日々、各協会員が定める基準に基づき、適宜リスク管理が心掛けられている状況が想定されます。
53	第 18 条第 2 項、第 3 項	<p>顧客の注文の管理に当たって、第 18 条第 2 項、第 3 項では、端末機や打刻機の使用による注文管理が定められている。</p> <p>一方、金商業等府令第 162 条、第 163 条にあるとおり、同一日において価格が変動しない投信窓販については、時刻の管理までは不要であると示されている。</p> <p>については、本条に定める注文の管理についても投信の</p>	御意見のとおり、同一日において価格が変動しない投資信託の募集又は私募の取扱いについては、時刻の管理、委託と自己の区分の管理までは不要であると考えられます。

	該当条文	コメント	考え方
		<p>募集、私募の取扱いについては時刻の管理が不要であることを明らかにしていただきたい。</p> <p>投信窓販（募集の取扱い・私募の取扱い）においては、委託と自己の区分や注文時間（注文日の管理は行うが）の管理までは不要であることを明らかにしていただきたい。</p>	
54	第 18 条第 3 項、第 24 条第 1 項、第 27 条、第 28 条	<p>新たに自主規制の対象となる特定店頭デリバティブ取引に関して、各種社内規則（第 18 条第 3 項、第 24 条第 1 項、第 27 条、第 28 条）は、改正施行日（平成 19 年 9 月 30 日）時点で制定されている必要があるのか。</p> <p>みなし登録手続きに係る法令上の措置同様に、3 か月間の猶予期間を設けていただきたい。</p>	本規則は、施行日以降適切に遵守しなければならないことから、基本的には施行日までに必要な社内規則を整備していただく必要があると考えられます。
55	第 24 条	<p>ここでいう「役職員」とは金融商品取引業務に従事している役職員であることを確認したい。</p> <p>銀行等特別会員においては、登録金融機関業務に従事しない職員も相当数に上ると考えられるため。</p>	第 24 条の「役職員」とは、特別会員にあつては、登録金融機関業務に関与する役職員であると考えられます。
56	第 27 条	<p>新 27 条については、削除していただきたい。</p> <p>本規則案の意図するところは、金商法第 37 条の 3 を遵守し、また、金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号の行為を抑制するための社内規則を策定することにあると思料する。</p> <p>しかしながら、いずれの規制も法律または府令に定められるところであり、社内規則を策定するまでもなく遵</p>	金商法第 37 条の 3 に規定される契約締結前交付書面等の交付義務や、金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号に規定される禁止行為は、いずれも法令に定められるところではありますが、例えば、契約締結前交付書面等の作成、交付に関する具体的な実務を始め、書面の交付に関して行う顧客の属性を踏まえた説明の方法、程度に関する事項については、法令上特段の定めはなく、基本的には各協会員において適切な社内管理体制を構築していただく

	該当条文	コメント	考え方
		<p>守しなければならないものであり、重ねて協会規則で義務を課す必要はないものとする。さらに、その遵守を担保するための方法は、各社の判断にゆだねられるべきである。</p> <p>改正前の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第6条の3においても、証取法第40条及び証券会社府令第28条に規定する説明書交付義務について規定されていたが、これは法令の規定が説明書交付にとどまっていたため、説明の履行について義務を課したものであったと推察している。また、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第6条の3では、その遵守に関して社内規則の制定は求めていなかった。</p> <p>以上の理由により、本規則案は削除いただきたい。</p>	<p>必要があるものと考えられます。</p> <p>一方で、当該社内管理体制を構築し、法令を遵守するための方法自体については、社内規則の整備以外にも、例えば、社内研修の実施等を通じた役職員への周知徹底など、現時点においては各社の判断に委ねられるべきものとも考えられますので、御意見を踏まえ、規定を削除いたします。</p>
項番	○「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)		
57	第18条2項、付則3	<p>第18条第2項と付則3の関係を明示いただきたい。</p> <p>すなわち、新たに加入する店頭デリバティブ取引会員の営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する猶予について、特に、改正規則の施行から1年以内であって、かつ新規加入から6か月以内である場合には、付則第3号を優先して適用するとの理解でよいか。(別紙参照)</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。</p>
58	第18条第3項	<p>内部管理部門の責任者に対する資格取得猶予期間は、従来どおり1年間としていただきたい。</p>	<p>本協会としては、特例期間については可能な限り短期間であることが望ましいと考えていることから今回の規則改正案として御提示しています。</p>

	該当条文	コメント	考 え 方
			なお、試験会場運営においては、現在においても必要に応じて試験実施回数を増やす等、可能な限り対応しております。
59	細則第5条	特別会員の営業責任者の配置の特例期間は、従来どおりの1年間としていただきたい。	同 上
60	細則第7条第3項第1号	条文が「1日の業務時間内に往復、業務執行できる距離であること」から「往復及び・・・業務執行を1日の業務時間内に行うことが可能であること」に変更されているが、変更の意図を確認したい。	文言の整理を行ったものであり、従来からの取扱いに変更はありません。
61	付則2	付則2においては、「特定店頭デリバティブ取引等のみを行う営業単位」とあり、会員が「協会の内部管理責任者等に関する規則」の施行の前より有価証券の売買その他の取引を行っている場合の営業単位のうち、特定店頭デリバティブ取引等も取扱う営業単位に係る経過措置が明記されていない。「参考1 特定店頭デリバティブ取引等に係る資格要件について」において経過措置が記載されているが、当該経過措置の取扱いを明確にするため、付則に規定すべきではないか。	付則2においては、本改正規則施行から1年間の経過措置のみ記載しています。 一方、参考1においては、規則に基づく取扱いを記載しており、これは、改正規則施行後1年を経過した後も効力を有するものとしてまとめたものです。 なお、参考1の※1において、本協会が指定する方法による社内研修の受講については、改正規則施行後1年を経過する日までに限り求めない旨記載しております。
項番	○「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号）		
62	第2条	第2条第1項中に「外務員（略）定款第5条各号に掲げる会員、（略）の業務を行う者（外務員の職務）」とあり、同条第2項において、「一種外務員 外務員のうち、外務員の職務（定款第3条第7号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等を除く。）を行うことができる者	

	該当条文	コメント	考え方
		をいう」と規定されているが、次に掲げる場合の取扱いはどのようなになるのか。 ① 定款第5条第1号に掲げる会員の業務には、金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等が含まれるため、「金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るデリバティブ取引等」も含まれると思料するが、当該権利に係るデリバティブ取引等は、「日本証券業協会の一種外務員」の登録で取扱いができるのか。	定款第5条第1号に掲げる会員は、金融商品取引業者のうち、有価証券（ただし、金商法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）に関連する第一種金融商品取引業を行う者としておりますので、みなし有価証券について、本協会では自主規制を行うことを予定しておりません。 みなし有価証券店頭デリバティブ取引等については、金商法第64条の規定によれば外務員登録を要すると規定しているものでありますが、上記により、本協会の自主規制の対象ではありません。
63	第2条	② 定款第5条第1号に掲げる会員の業務には、金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等が含まれるため、「店頭金融先物取引」も含まれると思料するが、当該先物取引は、「日本証券業協会の一種外務員」の登録で取扱いができるのか。	定款第5条第1号に掲げる会員は、金融商品取引業者のうち、有価証券（ただし、金商法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）に関連する第一種金融商品取引業を行う者としております。 したがって、金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等のうち、店頭金融先物取引のみを行う者は本協会の会員となることができません。 店頭金融先物取引については、金商法64条の規定によれば外務員登録を要すると規定しているものでありますが、店頭金融先物取引は金融先物取引業協会の自主規制の範疇であって、本協会の自主規制の対象ではありません。
64	第2条第1号	「外務員」の定義として「協会員のために金商法第64条第1項各号に掲げる行為」について外務員の職務	貴見のとおりと考えられます。

	該当条文	コメント	考え方
		<p>を行う者をいうとされている。ここでいう「金商法第64条第1項各号に掲げる行為」には金商法第2条第2項各号に掲げる権利についての行為は対象外との理解でよいか。</p> <p>(金商法2条2項各号の商品については、本協会が外務員として登録を要する対象からも対象外であると言うことを念のため確認するもの)</p>	
65	7条の2	<p>天候デリバティブ取引の代理を行う「みなし使用人」は、特別会員四種外務員資格を取得し、日証協が指定する研修を受講・報告することにより当該業務に従事できるとの理解でよいか。</p>	<p>御指摘の天候デリバティブの代理を行う「みなし使用人」については、外務員の資格・試験制度に関する全体的な見直しを行うまでの間、暫定的な措置として「定款」第3条第7項に規定する特定店頭デリバティブ取引等に該当する天候デリバティブ取引に限り、貴見のとおりと考えられます。</p>
66	7条の2	<p>「協会が指定する方法による社内研修」に関し、その具体的な内容を明らかにしていただきたい。</p>	<p>御指摘の社内研修については、特定店頭デリバティブ取引等に関する、金商法関係法令及び諸規則の行為規制に関する事項、当該取引に関して顧客に注意を喚起すべきリスク等、特定店頭デリバティブ取引等の業務に従事する上で必要な知識を習得する研修を実施していただくことを想定しております。</p> <p>なお、社内研修の実施方法等に関しては、規則の改正の施行の日までには、別途協会会員通知にて、お知らせする予定である他、11月を目途に研修の参考となる外務員必携の頒布をさせていただきます。</p>
67	7条の2	<p>本条によると、平成19年9月30日の規則改正実施以降に特定店頭デリバティブを販売しかかつ新たに証券</p>	<p>協会員は、本規則改正の施行の日から起算して1年を経過する日までに、一定の要件を具備し、外務員の登録を受けている役員</p>

	該当条文	コメント	考え方
		<p>外務員の登録をする者については、協会の指定する社内研修を事前に受講しないと登録ができないこととなっている。</p> <p>店頭デリバティブについては、施行後1年間のみなし期間があり、かつ本規則の付則の通り、9月30日時点の登録外務員について1年間の猶予期間があることから、新たに証券外務員の登録をする者についても、登録前に社内研修を受講とせず、既存登録外務員と同じ扱いとする措置をお願いしたい。</p> <p>(法施行前から既にデリバティブを販売している社員が、新たに投信の販売を行うために、又は証券仲介業務を営むために初めて証券外務員試験を受講し合格したケースで、登録が平成19年9月か同10月以降になるかで、社内研修受講の時期が前者は登録後1年以内、後者は登録前(受講しないと登録できない)となるのは著しく不公平となる。)</p>	<p>又は従業員にあつては、当分の間、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせることができることとし、原則として本規則改正の施行の日から起算して1年を経過する日までの間(猶予期間)に社内研修を受講させ、その結果を本協会に報告しなければならないことといたします。</p>
68	7条の2	<p>本条が19年9月30日から実施となれば、協会の指定する方法による社内研修の手当てについて直ぐにも示す必要があると思われる。</p> <p>(協会の指定する方法による社内研修の内容が示されていない。)</p>	<p>御指摘の社内研修については、特定店頭デリバティブ取引等に関する、金商法関係法令及び諸規則の行為規制に関する事項、当該取引に関して顧客に注意を喚起すべきリスク等、特定店頭デリバティブ取引等の業務に従事する上で必要な知識を習得する研修を実施していただくことを想定しております。</p> <p>なお、社内研修の実施方法等に関しては、規則の改正の施行の日までには、別途協会会員通知にて、お知らせする予定である他、</p>

	該当条文	コメント	考え方
			11月を目途に研修の参考となる外務員必携の頒布をさせていただく予定です。
69	7条の2	<p>特定店頭デリバティブ研修の「協会が指定する方法(参考1に記載)」の詳細について。</p> <p>また、すでに、当社で定める研修を修了している者も、改めて研修を受けさせる必要があるか。</p>	<p>御指摘の社内研修については、特定店頭デリバティブ取引等に関する、金商法関係法令及び諸規則の行為規制に関する事項、当該取引に関して顧客に注意を喚起すべきリスク等、特定店頭デリバティブ取引等の業務に従事する上で必要な知識を習得する研修を実施していただくことを想定しております。</p> <p>なお、社内研修の実施方法等に関しては、規則の改正の施行の日までには、別途協会会員通知にて、お知らせする予定である他、11月を目途に研修の参考となる外務員必携の頒布をさせていただく予定です。</p> <p>協会員において実施済みの研修であっても、本協会が指定する方法によるものである場合には、改めて研修を実施する必要はないこととする予定であります。</p>
70	内部管理責任者規則 外務員規則 その他	<p>特定店頭デリバティブ取引等従事者のみの資格・試験制度を検討しているとのことであるが、具体的な内容及び実施時期についてお示しいただきたい。</p> <p>また、新制度において、既存の資格保有者すべてに新たに資格取得等を義務付けることは大きな負担となることから、資格の読み替え等、何らかの移行処置を検討いただきたい。</p>	<p>御指摘の特定店頭デリバティブ取引等従事者に関する資格・試験制度については、基本的には、資格・試験制度を新設し、当該試験に合格した者が資格を取得する方針ですが、その具体的な内容及び実施時期並びに既存資格保有者との関係等については、今後、外務員登録・資格試験のあり方の全体的な見直しの中で検討を行う予定であり、現時点で明確にすることは困難であると考えられます。</p>
71	付則2	<p>上記に関して、付則2において資格要件を備えていない登録外務員については、「当分の間」特定店頭デリバ</p>	<p>御指摘の期間については、今後、外務員登録・資格試験のあり方の全体的な見直しの検討を行う中で結論が出ることであり、現</p>

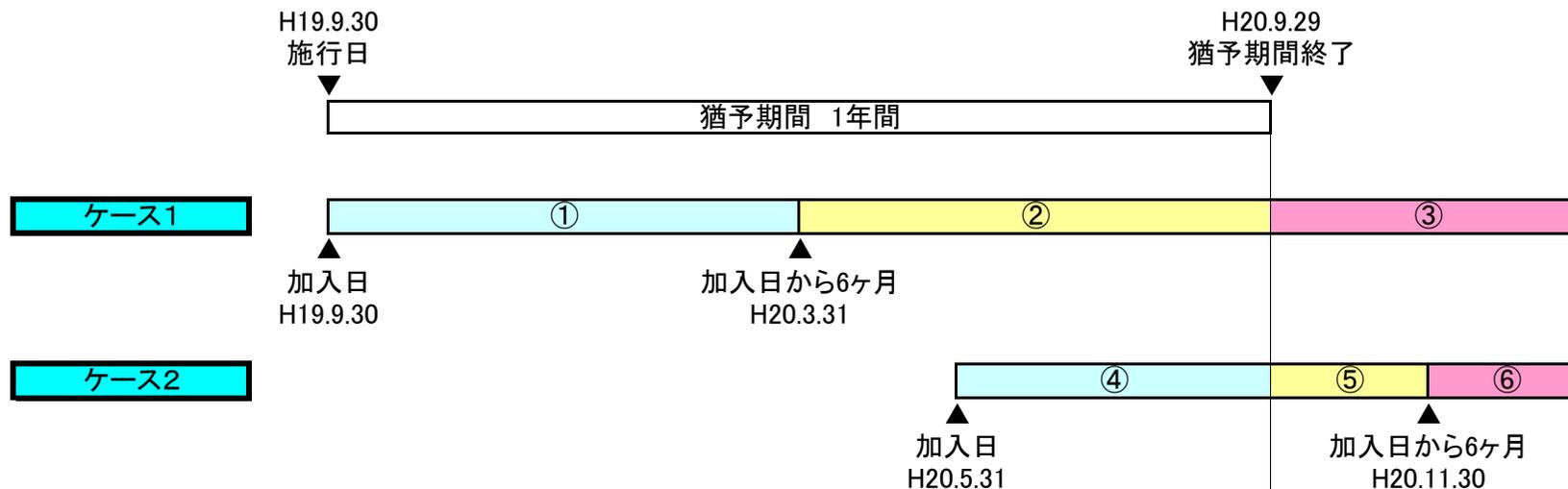
	該当条文	コメント	考え方
		タイプ取引等に従事できる旨規定されているが、当該期間は具体的にどれくらいの期間を指すのかお示しいただきたい。	時点で明確にすることは困難であると考えられます。
72	付則4	本規定により、猶予期間中に一定の外務員資格を取得させ、また所定の社内研修を受講させるべきことと、新設を検討している資格・試験制度との関係を明確にしていきたい。	御指摘の社内研修については、短期的に現行の資格試験制度に特定店頭デリバティブ取引従事者向けの試験制度を追加することが物理的に難しいことから、暫定的な措置として実施をお願いしているものであり、当該社内研修をもって特定店頭デリバティブ取引等従事者向けの資格を取得するものではありません。 したがって、当該資格・試験制度が新設された際には、改めて、当該社内研修の受講者にも当該試験を受験していただき、資格を取得していただくこともありますが、いずれにしても今後、外務員登録・資格試験のあり方の全体的な見直しの検討を行う中で検討を行っていく予定です。
73	細則第9条	資格更新研修の受講に関し、特定店頭デリバティブ取引等のみに従事する外務員に関しては、本則第7条の2の規定において、別途の研修受講・告知義務があるほか、法令上も法施行から、1年間の経過措置が設けられていることを踏まえ、受講免除等の猶予措置を講じていただきたい。	御指摘の資格更新研修については、外務員に対する投資者の信頼性を確保するために必要な基礎知識（法令・協会規則に基づく禁止行為ほか）の再確認を目的としており、本則第7条の2に規定する社内研修と目的を異にすることから受講免除等は検討しておりません。
74	細則様式	登録申請書様式中の「商号又は名称」の名称とは、具体的に何を想定しているか。	登録申請書様式中の「商号又は名称」については、金商業等府令第247条1項の規定を反映するものであります。業態により、「商号」「名称」の文言を使い分けられていると考えられます。
75	細則様式	改正施行日の前後における、新旧様式（特に誓約書）	本件については、今月中に、別途協会員通知にて、お知らせす

	該当条文	コメント	考え方
		の取扱い（受付可否等）についてお示しいただきたい。	る予定であります。
項番	○「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第16号）		
76	第5条	<p>損保業態では、現に損保代理店の中に、天候デリバティブ取引を取扱っている証券仲介業者が存在している。</p> <p>この点、協会の外務員との並存の禁止に関する本規定との関係で、当該損保代理店は今後、金融商品仲介業者となり、当該金融商品仲介業者の外務員として登録を受ける者以外の者が天候デリバティブ取引に係る「みなし使用人」となることの可否につき、その考え方をお示しいただきたい。</p>	<p>本規定は、例えば、一の代理店等において、特別会員のみなし使用人として登録等証券業務に従事する外務員と証券仲介業者として証券仲介業務に従事する外務員が並存することを禁止しているものであります。</p> <p>よって、現に天候デリバティブ取引を行っており、かつ、証券仲介業者でもある損保代理店については、この規定に抵触することになるものと考えられます。</p>
77	第10条第1号	<p>現状、新発・既発を問わず外国証券全般に関して規制しているものを、既に発行された外国証券に限定することは不適切ではないか。某証券仲介業者の不正行為を背景に、証券仲介業者の管理を徹底するよう8月24日付け貴協会（規審）19第150号で協会員に通知があったところであり、このタイミングで金融商品仲介業者に関する規則における規制を緩和することは疑問である。</p> <p>例えば、外国証券の取引に関する規則案第21条に掲げる外国投資信託証券以外の外国投資信託証券の勧誘に関する規制をなくすことにならないか。</p>	<p>御指摘のとおり、外国投資信託の募集等の場合の勧誘規制が外れてしまうこととなりますので、従来どおりの規定に戻すよう規定を修正いたします。</p>
78	第24条	<p>仲介業者規則 第24条（禁止行為）第18項の引用条文番号が間違っている（修正漏れ）と思われる。改正前</p>	<p>御意見を踏まえ、本号を削除するよう規定を修正いたします。</p>

	該当条文	コメント	考え方
		の条文趣旨からすると、本号は不要と思われるがいかがか。	
79	第29条第3項	第29条第3項 当社の法人仲介業者の外務員が、 ①他の協会の会員の使用人であったり、 ②他の協会の会員の仲介業者の使用人であったり、 ③他の協会の会員の個人仲介業者であることが事実上容認されているように読めるが、よいのか。	本項は、本協会が個人金融商品仲介業者若しくは金融商品仲介業者の外務員又はこれらであった者に対して、外務員資格取消処分又は外務員資格停止処分を行った際に、その旨を所属協会を通じて金融商品仲介業者に通知する方法を規定するものです。処分を受ける者は、転職等により、違反行為時点での所属協会（事故顛末報告書を提出する協会）と処分時点での所属協会等が異なっている場合も想定されることから、その場合には両社へ通知することを明文化したものでありますが、御指摘を受け、規則のより明文化を図ります。
項番	「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」（理事会決議）		
80	第2条第2項	第2条2項は、監査法人による分別保管監査について、開始及び終了の連絡を協会に行うこととなっているが、終了時の報告のみで足りると考える。	監査法人等による分別管理監査等のうち、検証業務に係る分別管理監査を行う場合につきましては、財務諸表監査が行われることがその要件の一となっております。一方、昨今の証券会社と監査人をめぐる情勢の変化に伴い、この財務諸表監査に関し、監査契約等の締結又は更新の際に監査契約の内容を会員と監査人の間で改めて見直す動きが散見され始めております。 監査法人等による分別管理監査はこれまで「会員と監査人との契約内容は変わることなく継続する」ことを前提に構築されてきたものですが、本改正では、先の情勢変化を踏まえ、「会員と監査人との契約内容の見直しの結果、特に同一監査人による検証業

	該当条文	コメント	考 え 方
			<p>務に係る分別管理監査は継続されないこともあり得る」ことを前提としております。</p> <p>この前提に基づき、金商法で実施が義務化された分別管理監査が会員において確実に開始されていることを本協会が確認するとともに、分別管理監査の開始が確認されていない会員における監査人との間の契約状況に係る情報を把握し、当該契約が見直された場合等の当事者間における適時適切な対処を促すため、分別管理監査の開始に係る本協会への報告についても終了時と同じく義務付けることといたします。</p>

以 上



期間	営責・内管の資格等要件
①	施行日から猶予期間1年以内、かつ、協会への加入日から6ヶ月以内の期間であるため、付則第3項が適用となり、資格の有無および社内研修受講の有無は問われない。
②	協会への加入日から6ヶ月を経過しているが、施行日から猶予期間1年以内の期間のため、①に引き続き、付則第3項が適用となり、資格の有無および社内研修受講の有無は問われない。
③	施行日から猶予期間1年を経過し、かつ、協会への加入日から6ヶ月を経過しているため、営責については第11条第2項、内管については第14条第2項の要件を満たす必要がある。
④	施行日から猶予期間1年以内、かつ、協会への加入日から6ヶ月以内の期間であるため、付則第3項が適用となり、資格の有無および社内研修受講の有無は問われない。
⑤	施行日から猶予期間1年を経過しているが、協会への加入日から6ヶ月以内であるため、営責・内管については第18条第2項第2号の要件を満たせばよい。
⑥	施行日から猶予期間1年を経過し、かつ、協会への加入日から6ヶ月を経過しているため、営責については第11条第2項、内管については第14条第2項の要件を満たす必要がある。